

能登町宿泊ツアー・成約奨励金助成事業概要

12月から2月の閑散期に観光客の誘致促進を図ることを目的に、新たな支援制度を創設します。ぜひ、旅行商品の造成などの際にこの支援制度をご活用ください。

○主な内容

1 趣旨

町内の宿泊施設を対象とした旅行商品を販売する事業者に対し、予算の範囲内で支援金を交付します。

2 交付対象者

観光庁又は都道府県より旅行業の登録を受けた事業者で11月までに本事業に参加申込みをした者。

3 支援金の額

支援額は、小学生以上の有料宿泊実績1名当たり500円とする。

4 対象期間

12月から2月までを対象期間とした旅行プランとし、町内の宿泊施設において1泊以上すること。

5 その他

旅行プランが確認できる書類（ツアー募集のチラシ・パンフレット等）、宿泊したことが確認できる書類を提出すること。

6 事業フロー

①参加申込書を提出する。(随時受付)

参加申し込みをいただいた事業者に対し、町内の宿泊事業者から提出のあった提案シートを送付します。(町内の宿泊事業者の提案シートの最終締切を11月30日までとしています) その提案シートをご利用いただき、宿泊プランの広告をお願いします。



②宿泊施設の予約確定後、奨励金等交付申請書(兼)実績報告書(様式第1号)を下記の期間内に提出する。

奨励金交付対象期間	令和4年12月1日～令和5年2月28日の宿泊分
-----------	-------------------------



③申請内容を町内の宿泊事業者に確認をとったうえで、町から助成金等交付(不交付)決定通知書及び請求書を送付。



④町へ請求書の提出



⑤町から申請者へ助成金を振り込む